

令和7年度 第3回

町営住宅入居者募集案内

宇美町役場 管財課

お問い合わせ先

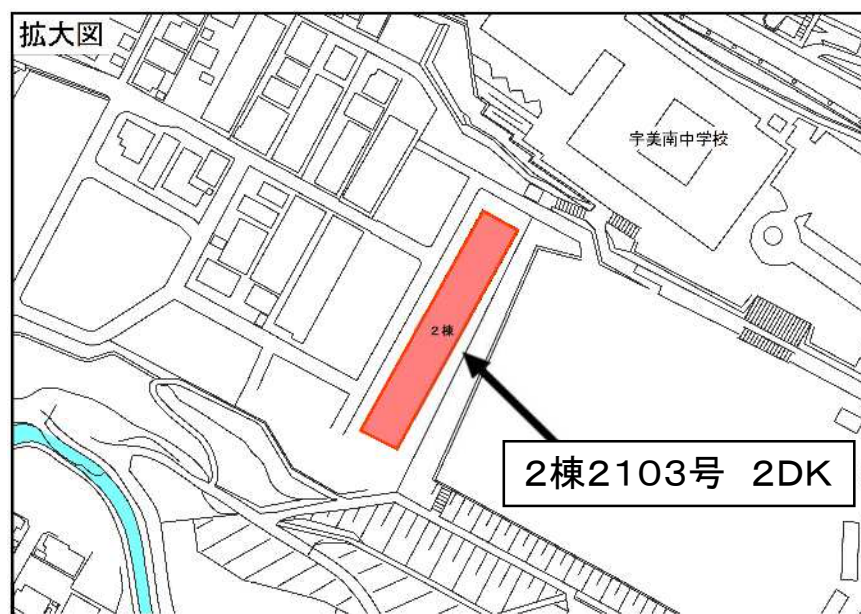
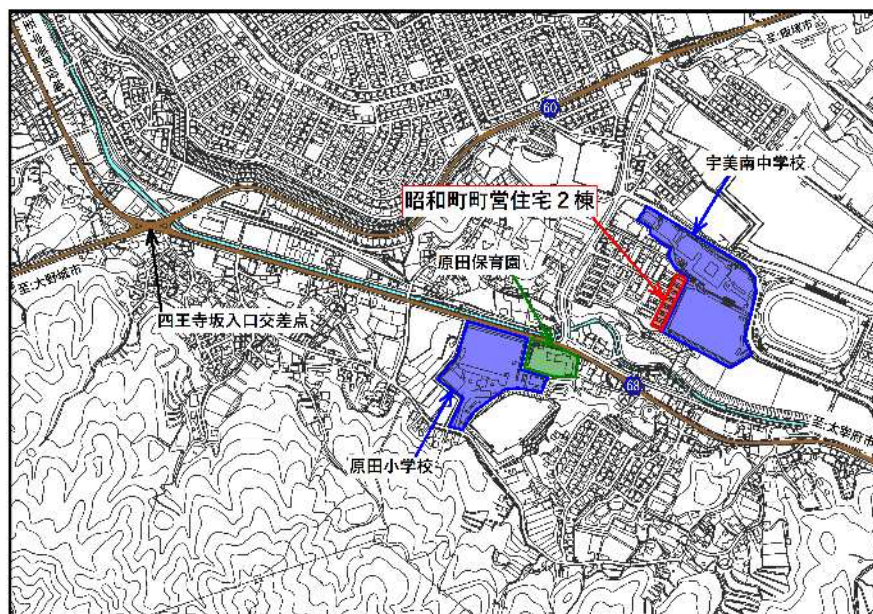
電話 092-934-2268(直通)

目次

- 1. 募集住宅（昭和町町営住宅 2 棟 2 D K）
- 2. 入居申込資格
- 3. 申請期間・申請書類
- 4. 抽選会
- 5. 入居までの流れ
- 6. 申し込みの無効・失格
- 7. 抽選会での無効・失格
- 8. 入居の取消し
- 9. その他注意事項

1. 募集住宅

- 名 称 昭和町町営住宅 2 棟
- 所在地 宇美町原田 4 丁目 1 0 番地内
- 建設年 令和 2 年
- 構 造 鉄筋コンクリート造、4 階建て



募集戸数

2DK 1戸（1階1戸） 25,000円／月

※単身の方の申込み可。

※募集住宅はバリアフリー対応です。

※エレベーター付きとなります。

※駐車場（月額2,000円）は別途申し込みが必要となります。

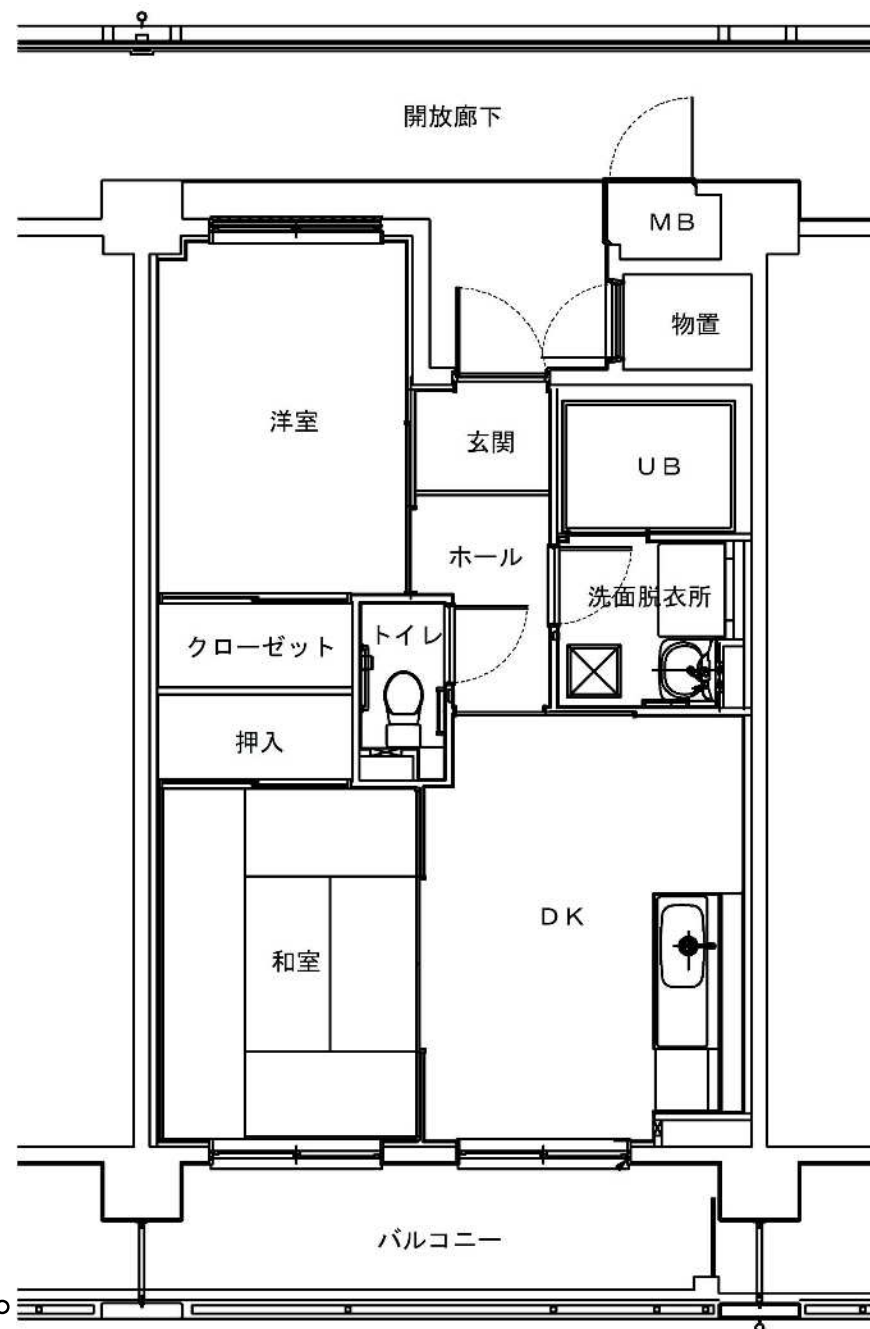
注意:今回募集の部屋は、住宅内で不詳の内因死(死因が自然死や病死等であると推測されるもの)が発生した部屋になりますが、敷金、家賃は他の住宅と同じです。こちらを希望され入居が決定した場合は、誓約書(死亡事故等を理由に住み替えなどの申請や異議を申し立てないこと)を提出していただきます。

補足

昭和町町営住宅は、改良地区の環境整備により住宅を失った方のために建設された住宅（改良住宅）です。空き部屋が発生した場合のみ、みなし公営住宅として一般入居者を募集します。

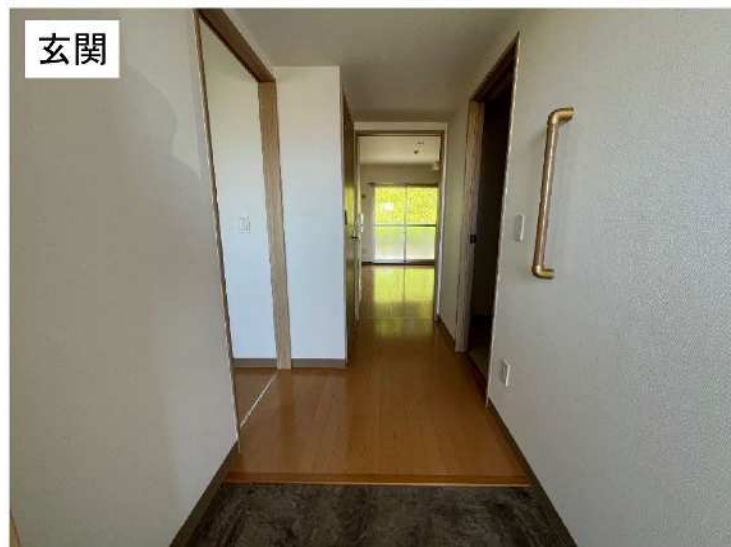
間取り

※こちらの物件に対して、内覧を希望する方は、日程調整を行い対応しますので、ご相談ください。



※左右反転など若干の違いがあります。

募集住宅 昭和町2棟2103号室 2DK



募集住宅 昭和町2棟2103号室 2DK



募集住宅 昭和町2棟2103号室 2DK



2. 入居申込資格

次の条件をすべて満たしていなければ、申し込むことはできません。

- ☐ 入居予定者全員が宇美町に住んでおり、全員親族であること
(申込者は1年以上宇美町に在住していること)
- ☐ 申込者(世帯主)が18歳以上であること
- ☐ 入居予定者全員の月間所得額合計が114,000円以下であること
※身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B1、精神障害保健福祉手帳1～2級、
世帯全員が60歳以上かつ18歳未満、就学前の児童がいる世帯などは
139,000円以下
※月間所得額の考え方については、次ページを参考にしてください。
- ☐ 入居予定者全員が宇美町に納める税金その他使用料等に滞納がないこと
- ☐ 住宅に困窮していること
※申請できない例：持ち家がある。すでに公営住宅に住んでいる。など
- ☐ 同居人以外の緊急連絡者を1人立てることができること
- ☐ 鍵渡し日に敷金(家賃3月分)が払えること(75,000円)
- ☐ ペットの飼育や野良猫への餌やり、騒音や物を放置するなどの迷惑行為を行わないこと
- ☐ 入居期間中は自治会に加入し、かつ、町営住宅の清掃活動など積極的に参加すること
- ☐ 入居予定者全員が宇美町暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団員と密接な関係でないこと

◎町営住宅 給与基準早見表

注意事項

次の場合は、【給与基準早見表】は使えません。

- 1) 世帯主に2種類以上の収入がある場合
- 2) 入居予定者のうち2人以上に収入がある場合

なお、詳しい計算については、所得証明書等の所得のわかる書類をご準備のうえ、施設営繕係までご相談ください。

その①（一般入居 月間所得114,000円以下）

世帯数	家族構成(例)				給与収入 (支払金額)
	1人目	2人目	3人目	4人目	
1人	世帯主	—	—	—	2,211,999 円以下
2人	世帯主	配偶者(無収入)	—	—	2,755,999 円以下
	世帯主	小中高生	計算例別紙①参照		3,111,999 円以下
	世帯主	大学生	—	—	3,611,999 円以下
3人	世帯主	配偶者(無収入)	小中高生	—	3,299,999 円以下
	世帯主	配偶者(無収入)	大学生	—	3,647,999 円以下
4人	世帯主	配偶者(無収入)	小中高生	小中高生	3,811,999 円以下
	世帯主	配偶者(無収入)	大学生	小中高生	4,123,999 円以下
	世帯主	配偶者(無収入)	大学生	大学生	4,435,999 円以下

その②（裁量階層世帯 月間所得139,000円以下）

世帯数	家族構成(例)				給与収入 (支払金額)
	1人目	2人目	3人目	4人目	
1人	世帯主(60歳以上)	—	—	—	2,640,000 円以下
2人	世帯主(60歳以上)	配偶者(60歳以上+無収入)	—	—	3,183,999 円以下
	世帯主	未就学児	—	—	3,675,999 円以下
3人	世帯主	配偶者(無収入)	未就学児	—	3,711,999 円以下
	世帯主	小中高生	未就学児	計算例別紙②参照	4,147,999 円以下
4人	世帯主	配偶者(無収入)	小中高生	未就学児	4,187,999 円以下
	世帯主	配偶者(無収入)	大学生	未就学児	4,499,999 円以下

裁量階層世帯とは、次のいずれかに該当する世帯等をいいます。

- 1) 世帯全員の年齢が60歳以上かつ18歳未満
- 2) 就学前の児童（未就学児）がいる世帯
- 3) 身体障がい（1級～4級）のある方のいる世帯
- 4) 療育手帳（A・B1）のある方のいる世帯
- 5) 精神障がい（1、2級）のある方のいる世帯 等

◎給与所得者の計算例

町営住宅の申し込み資格になっている収入基準は、「月間所得額」によって判定します。法律等の定めに基づいて算出するため、一般的な「額面収入」や「手取り収入」とは異なります。月間所得額は下の計算式に従って算出します。

家族構成(2人) 一般世帯

○申込者 会社員

○子 小中高生

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

[illegible]

①年間所得額 **2,196,400** 円

②控除額合計

830,000円

基本的 控除	控除の種類	控除額	
	1.配偶者及び扶養親族	38万円 × (1) 人	(380,000円)
	2.同居親族	(家族数－1人)	
その 他 の 控 除	3.給与所得又は 公的年金等の雑所得がある方	10万円 × (1) 人 10万円未満のときは該当所得	(100,000円)
	4.同一成型配偶者が70歳以上の方	10万円 × (0) 人	(円)
	5.老人扶養親族		
	6.特定扶養親族	25万円 × (0) 人	(円)
	7.寡婦	27万円 × (0) 人 3.で控除後27万円未満のときは当該所得	(円)
	8.ひとり親	35万円 × (1) 人 3.で控除後35万円未満のときは当該所得	(350,000円)
	9.障がいのある方	27万円 × (0) 人	(円)
	10.特別障がいのある方	40万円 × (0) 人	(円)

①年間所得額 ②控除額合計 収入月額

(2,196,400円 - 830,000円) = 1,366,400円 ÷ 12ヶ月 = 113,867円 < 114,000円 OK!

町営住宅の申し込み資格になっている収入基準は、「月間所得額」によって判定します。法律等の定めに基づいて算出するため、一般的な「額面収入」や「手取り収入」とは異なります。月間所得額は下の計算式に従って算出します。

家族構成(3人) 裁量世帯

- | | |
|------|------|
| ○申込者 | 会社員 |
| ○子 | 小中高生 |
| ○子 | 未就学児 |

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

[illegible]

①年間所得額

2,875,200 円

基本的 控除	控除の種類	控除額	
	1.配偶者及び扶養親族	38万円 × (2) 人	(760,000円)
	2.同居親族	(家族数－1人)	
その 他 の 控 除	3.給与所得又は 公的年金等の雑所得がある方	10万円 × (1) 人	(100,000円)
	4.同一成型配偶者が70歳以上の方	10万円未満のときは該当所得	
	5.老人扶養親族	10万円 × (0) 人	(円)
	6.特定扶養親族	25万円 × (0) 人	(円)
	7.寡婦	27万円 × (0) 人	(円)
	8.ひとり親	35万円 × (1) 人	
	9.障がいのある方	27万円 × (0) 人	(350,000円)
	10.特別障がいのある方	40万円 × (0) 人	
		3.で控除後27万円未満のときは当該所得	
		3.で控除後35万円未満のときは当該所得	

②控除額合計

1,210,000円

①年間所得額 ②控除額合計 収入月額

(2,875,200円 - 1,210,000円) = 1,665,200円 ÷ 12ヶ月 = 138,767円 < 139,000円 OK!

○給与所得者の計算表

町営住宅の申し込み資格になっている収入基準は、「月間所得額」によって判定します。
法律等の定めに基づいて算出するため、一般的な「額面収入」や「手取り収入」とは異なります。
月間所得額は下の計算式に従って算出します。

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	（受給者番号） （記入要否）	
氏名	（フリガナ）	（住所）	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 （調整控除後）	所得控除の額の合計額
内	千	円	千
（源泉）控除対象配偶者の有無等	配偶者（特別） 控除の額	控除対象扶養親族の人数 （配偶者を除く。）	16歳未満 扶養親族 の人数
有	特定	その他	障害者の数 （本人を除く。）
千	円	人	特別
円	人	人	その他
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
内	千	円	千
円	円	円	円
（摘要）			
生命保険料の 金額の内訳	新生命保険料 の金額	旧生命保険料 の金額	新個人年金 保険料の金額
円	円	円	円
旧個人年金 保険料の金額	住宅借入金等 特別控除の額の 内訳	住宅借入金等 特別控除の額	住宅借入金等 特別控除の額
円	円	円	円

①年間所得額
円

基本的 控除	控除の種類	控除額
	1.配偶者及び扶養親族	38万円 × 人 (円)
その他の 控除	2.同居親族	(家族数－1人)
	3.給与所得又は 公的年金等の雑所得がある方	10万円 × 人 (円) 10万円未満のときは該当所得
	4.同一成型配偶者が70歳以上の方	10万円 × 人 (円)
	5.老人扶養親族	10万円 × 人 (円)
	6.特定扶養親族	25万円 × 人 (円)
	7.寡婦	27万円 × 人 (円) 3.で控除後27万円未満のときは当該所得
	8.ひとり親	35万円 × 人 (円) 3.で控除後35万円未満のときは当該所得
	9.障がいのある方	27万円 × 人 (円)
	10.特別障がいのある方	40万円 × 人 (円)

②控除額合計
円

(① 円 - ② 円) = 円 ÷ 12ヶ月 = 収入月額 円 < 114,000円 OK!
139,000円 OK!

3. 申請期間・申請書類

申請期間 令和7年11月14日(金)～12月12日(金)
午前8時30分から午後5時15分まで
※土日祝日を除く

申請書類

①宇美町町営住宅入居者募集抽選申込書【様式1】

②町税に滞納が無い証明・収納証明書（上下水道料金）

※世帯全員の町税に滞納が無い証明（300円）

→住民課（役場1階①窓口）※中学生以下不要

※世帯ごとの収納証明書（R6年度分）→上下水道課（南館）

③世帯全員の個人番号（マイナンバー）の提示

※個人番号カードまたは通知カード、住民票の写しなど。

④未使用の通常はがき

※宛名に申込者の郵便番号、住所、氏名を記入すること。

※消せるボールペンで記入しないでください。

4. 抽選会（日時・必要書類）

応募多数の場合は、抽選になります。

【抽選会日時】 令和7年12月23日(火)午前10時

【抽選会会場】 宇美町役場 本館1階 多目的ホール

必要書類

①「受付番号のお知らせ」

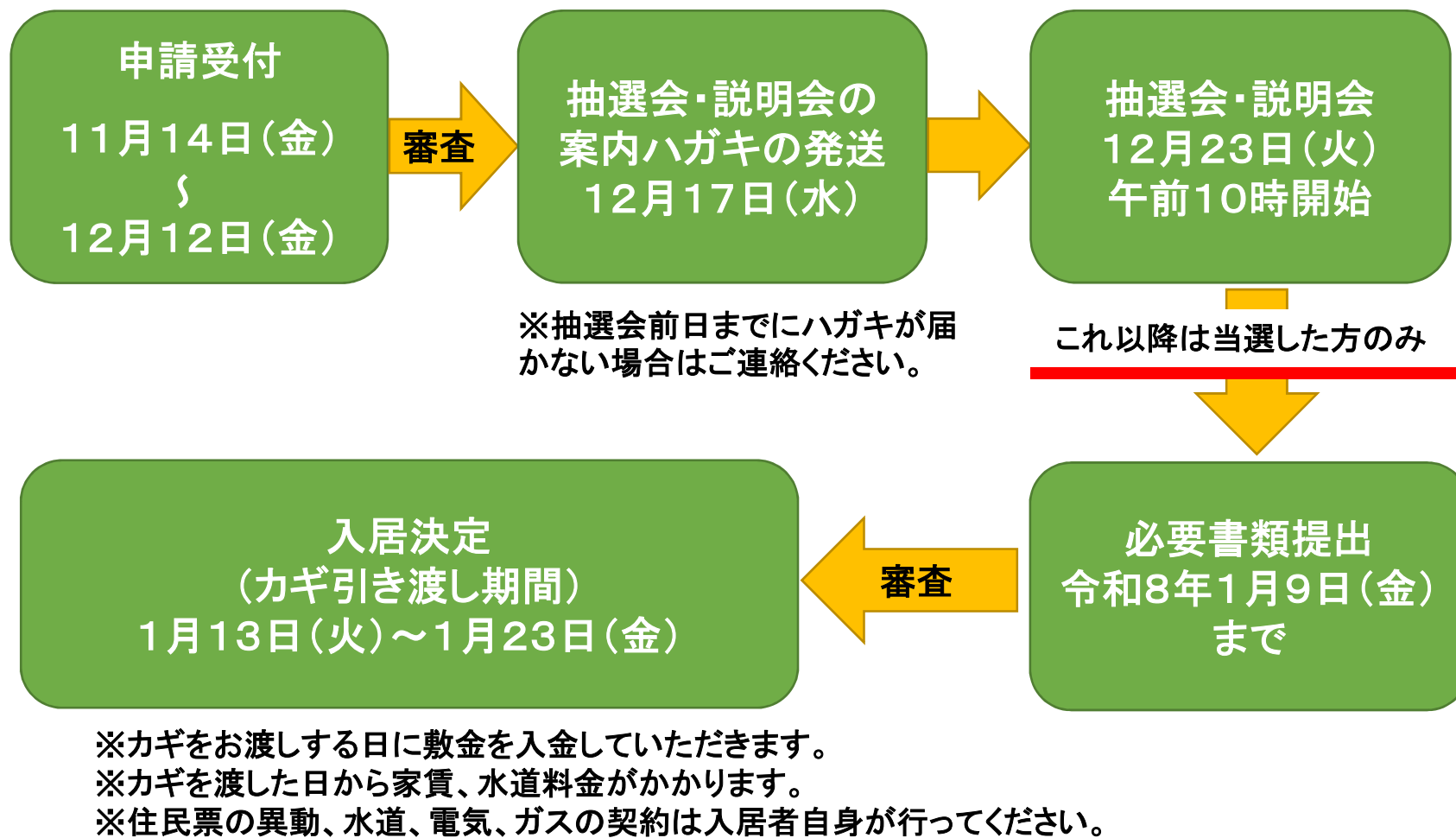
※申請時に提出された通常はがきで送ります。

②「くじを引く者の身分を確認できる書類」

※免許証、健康保険被保険者証、パスポート等

➤抽選会を行わない場合は、提出された通常はがきにて
入居手続き説明会のご案内をお送りします。

5. 入居までの流れ



注意！！

提出された書類をもとに審査を行います。当選された後でも、入居申込資格を満たしていないことが判明した場合は失格となります。

6. 申込の無効・失格

- 入居申込資格がない者が申込をしたとき。
- 申込書の必要事項が記載されていないとき。
- 申込の内容に重大な虚偽があるとき。
- 申込書に必要書類を添えていないとき。
- 申込の期間を過ぎて申込をしたとき。
- 申込をした後、申込を撤回したとき、または抽選会に参加しないとき。

7. 抽選会での無効・失格

- 「受付番号のお知らせ」ハガキを持参していないとき。
- くじを引く者の身分を証明できるものを持参していないとき。
- 抽選会の開始時刻までに会場に入っていないとき。
- 申込者または委任状に記載された者以外がくじを引いたとき。

8. 入居の取消し

抽選会から入居の日までの期間に次のいずれかに該当することが明らかになった方は、入居の決定を取り消します。

- 申込書に重大な虚偽があったとき。
- 申込者が死亡・行方不明となり、他に入居予定者がいないとき。
- 申込者が逮捕されまたは逮捕を経ずに公訴を提起されたとき。
- 正当な理由なく、令和8年1月23日(金)までにカギの引き渡しが完了しないとき。
- カギを渡す日に敷金を納めないとき。

9. その他注意事項

- 通常はがきの住所は、郵便が確実に届く住所を記入してください。抽選会に案内ハガキの持参がない場合は、失格となります。
- 申込後、同居親族の変更(出生、死亡を除く)はできません。
- 申請時、婚姻予定又は内縁関係にある方は、住民票で確認します。
- 入居期間中は必ず自治会に加入してください。また、地域の一員として、自治会や隣組の活動に積極的に参加、協力してください。
- 町営住宅の維持管理には、家賃収入の他に町民の税金が使用されていることを理解し、町営住宅の設備等を大切に、できる限り住民で清掃等の維持管理を行ってください。
- 迷惑行為や3月分滞納した場合は、即刻退去していただきます。